

○八王子市再生可能エネルギー導入庁内検討会設置要綱（平成24年 5月31日施行）

（設置）

第1条 地球温暖化対策として本市の公共施設に再生可能エネルギーの導入を進めていくため、庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）再生可能エネルギー導入に伴う課題とその対応策に関すること。
- （2）再生可能エネルギー導入に伴う方策に関すること。
- （3）その他再生可能エネルギーの導入に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、座長、副座長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

（座長及び副座長の職務）

第4条 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 検討会は、座長が招集し、座長が議長となる。

（作業部会）

第6条 検討会の所掌事項を専門的に検討するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員が所管する室又は課の職員で、委員が推薦する者をもって構成する。
- 3 作業部会の運営方法等については、別に定める。

（意見聴取）

第7条 検討会及び作業部会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 検討会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年 5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月26日から施行する。

別表（第3条関係）

市民活動推進部協働推進課長、財務部管財課長、財務部建築課長、生活安全部防災課長、市民部市民生活課長、産業振興部企業支援課長、産業振興部観光課長、産業振興部農林課長、環境部環境保全課長、水循環部水環境整備課長、都市計画部土地利用計画課長、まちなみ整備部住宅政策課長、まちなみ整備部公園課長、学校教育部施設管理課長、生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課長

（座 長）環境部環境政策課長 （副座長）総合経営部総合計画第一課長